

常東用水利改良区管内
各 市 町 村 長 殿
各 区 長 ・ 生 産 組 合 長
理 事、 監 事、 総 代

常東用水利改良区
理事長 奥 村 隆

常東用水利改良区総代及び役員の変更について

常東用水利改良区は、農業用幹線水路の維持管理を行うと共に、水管理について集中制御システム導入により分水の適性と合理化を図り、以って適時適量の配水確保に役員総代が相協力して万全の努力を払っている処であります。

つきましては、現在の総代が平成28年12月18日に、役員は平成29年1月15日に任期が満了いたします。よって下記により改選を行うことになりましたので、御了知の上準備くださるようお願い致します。

記

一) 総代選挙

1. 総代選挙の執行 選挙の事務は立山町選挙管理委員会が管理し、舟橋村選挙管理委員会及び富山市選挙管理委員会が協力して執行することになっていきます。

2. 選挙の期日 当水利改良区の総代選挙は**11月24日**に行われる予定であります。

3. 総代の選出区分 総代の選出区分並に選挙人員は次のとおりとする。

立山地区	3名	釜ヶ淵地区	5名	上段地区(東谷地区を含む)	5名
五百石地区	4名	大森地区	4名	高野地区	4名
新川地区	4名	利田地区	4名	舟橋地区	3名
富山市水橋地区	2名	合計	51名	富山市三郷地区	8名

4. 総代は立候補制 総代の選挙は立候補制で、立候補者は選挙期日の6日から7日前に所定様式による立候補届を立山町選挙管理委員会に提出しなければならない。

5. 立候補者の資格 総代の立候補者は組合員であって満25才以上で成年被後見人、被保佐人及び禁固以上の刑に処せられた者を除く組合員で、選挙人名簿に記載されている方であればならない。

6. 選挙人名簿の縦覧 当水利改良区総代の選挙人名簿は年齢が満20才以上で、地区内に農地を所有するか、耕作を営むもので(一世帯1ケの選挙権)作成し、その名簿は11月3日から11月7日迄立山町農業委員会、舟橋村農業委員会、富山市三郷地区センター及び富山市水橋西部地区センターにおいてそれぞれ縦覧に供します。なお、農業者年金受給者は組合員資格が失われています。

7. 当選者の確定 地区毎に総代の立候補者数が定数を超過した場合、投票により選挙を行います。但し、総代の候補者数が選挙すべき総代の数を超えないときは投票は行わない。

二) 役員選挙

1. 選挙の執行 役員選挙は常東用水利改良区役員選挙規程に基づいて執行いたします。

2. 役員の選出区分並に人員

区分	選出人員名	選挙区分
理事	13名	次の被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから総代会において総代が選挙する。 立山地区1名、釜ヶ淵地区1名、上段地区(東谷地区を含む)1名、五百石地区1名 大森地区1名、高野地区1名、下段地区1名、新川地区1名、利田地区1名、舟橋地区1名 富山市三郷地区2名、富山市水橋地区1名
監事	4名	総代会に於て総代が選挙する。 申し合わせによれば今回は釜ヶ淵、五百石、利田、(三郷・水橋)の地区よりそれぞれ1名宛選出する。

3. 立候補の届出 ・ 組合員でなければ役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。

・ 役員に立候補しようとする者は、12月6日から12月12日までに所定の様式による立候補届を常東用水利改良区に提出しなければならない。

・ 役員の候補者を推薦するには、組合員3名以上が本人の承諾を得て前項の期限内にその旨を書面をもってこの水利改良区に届け出なければならない。

4. 選挙の期日 今回の選挙は、12月19日に予定している常東用水利改良区の総代会において総代が行う。但し、役員の上候補者の数が各々の区分により選挙しようとする定数を超えないときは投票を行わない。

なお、総代選挙の細部について承知したい方は、関係選挙管理委員会又は常東用水利改良区へ、又役員選挙については常東用水利改良区へ御連絡ください。